

マルチ・ストラテジーズ・ファンド – トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型外国投信(トルコリラ建て)

運用報告書(全体版)

作成対象期間: 第6期(2018年3月20日～2019年3月19日)

管理会社

インターナショナル・マネジメント・サービシズ・リミテッド

代行協会員

東海東京証券株式会社

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、マルチ・ストラテジーズ・ファンドー トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド(以下「サブ・ファンド」といいます。)は、このたび、第6期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンドの形態	ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型外国投信（トルコリラ建て）
信託期間	原則として、基本信託証書の締結日(2013年6月10日)から150年間存続しますが、一定の事由が発生した場合、または投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、受託会社と管理会社がサブ・ファンドを償還することに合意した場合に償還されます。
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、国債、社債、譲渡性預金証書、資産担保証券、銀行預金ならびにレポ取引およびリバース・レポ取引を含む(ただし、これらに限られません。)トルコリラ建ての短期金融商品に対する投資によって、収益を提供しつつ、投資元本を維持し、高い流動性を保つことです。
主要投資対象	サブ・ファンドの投資ユニバースには、主として、トルコ国債、社債、リバース・レポ取引および銀行預金が含まれます。
サブ・ファンドの運用方法	トルコリラ建ての短期金融商品に対する投資によって、収益を提供しつつ、投資元本を維持し、高い流動性を保ちます。
主な投資制限	<p>投資制限 以下の投資制限がサブ・ファンドに適用されます。 管理会社、投資運用会社、または副投資運用会社のいずれも、サブ・ファンドに関し以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(a) 会社として設立された集团的投資スキームを含むあらゆる種類の持分証券を取得すること。ただし、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)第2条第4項に定義される「証券投資信託」または投信法の第2条第22項に定義される証券投資信託に類する「外国投資信託」として設定される集团的投資スキームに投資する場合には、かかる制限は適用されません(当該集团的投資スキーム自体は持分証券には投資しないことを条件とします。)</p> <p>(b) サブ・ファンドの純資産の15%を超えて、容易に現金化することのできない私募持分証券、非上場持分証券または不動産等の非流動性資産に投資すること。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則の第16条、外国投資信託受益証券の選別基準(随時変更または代替されます。)によって定められる価格の透明性を確保するための適切な措置がとられた場合を除きます。上記割合の計算は、管理会社の裁量により、当該資産の購入時に計算される金額または現在の時価のいずれかによることができます。</p> <p>(c) サブ・ファンドの計算において空売りされた有価証券の時価総額が純資産総額を超えることになる有価証券の空売りを行うこと。</p> <p>(d) サブ・ファンドの資産の時価総額の50%超が(i)金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」(金融商品取引法第2条第2項に定義される当該項に基づき有価証券とみなされる権利を除きます。)(ii)金融商品取引法第28条第8項6号に定義される「有価証券関連デリバティブ取引」の定義に該当しない資産によって構成されることになる投資対象を取得または追加取得すること。</p>

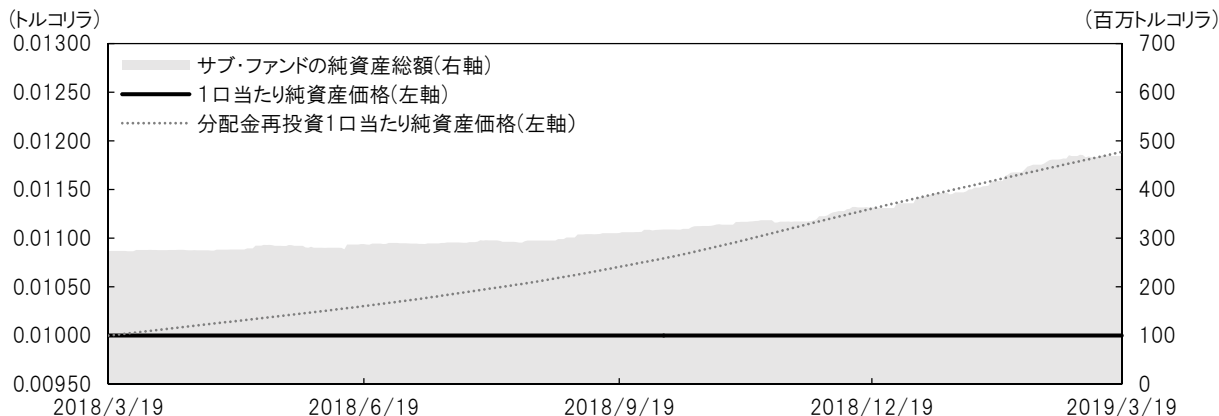
<p>主な投資制限</p>	<p>(e) 管理会社またはその他の第三者の利益のため、受益者の保護に反するまたはサブ・ファンドの資産の適切な運用を害する取引を行うこと。</p> <p>(f) サブ・ファンドの計算において保有される一発行体の発行済社債の総額が、純資産総額の10パーセントを超えることとなる、当該発行体の発行済社債を取得すること。</p> <p>(g) 満期が365日以上の有価証券を取得すること。</p> <p>(h) 自己またはその取締役を当事者とする取引を行うこと。</p> <p>(i) 管理会社またはサブ・ファンド以外の者に利益を与えることを意図する取引を行うこと。</p> <p>(j) 後記の「借入制限」の項に記載される借入方針に従う場合を除き、サブ・ファンドの計算において借入れを行うこと。</p> <p>(k) 単一の発行体の株式または受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）が、純資産総額の10%を超える場合（かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算されます。）、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保有しないものとします。</p> <p>(l) デリバティブのポジションからある単一のカウンターパーティーに対して生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。）が、純資産総額の10%を超える場合（かかるデリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算されます。）、単一のカウンターパーティーに対してデリバティブのポジションを保有しないものとします（120日以内に予約期日が到来する為替予約取引（店頭デリバティブ取引に該当するものは除きます。）については、この限りではありません。）。</p> <p>(m) 単一の法主体によって発行され、組成され、または、負担される有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分（以下これらを「債券等エクスポージャー」といいます。）の価額が純資産総額の10%を超える場合（かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算されます。）、(i) 有価証券（上記(k)に記載される株式または受益証券を除きます。）、(ii) 金銭債権（上記(1)に記載されるデリバティブを除きます。）および (iii) 匿名組合出資持分を保有しないものとします。</p> <p>（注）担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができます。</p> <p>(n) 単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、単一の発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または、単一の発行体もしくはカウンターパーティーに対してポジションを保有しないものとします。</p> <p>借入制限 投資運用会社、副投資運用会社および／またはそれらの委託先は、借入総額が純資産総額の10%を超えることにならないことを条件として、サブ・ファンドの計算において金銭の借入れを行うことができます。ただし、合併等の特別な緊急事態の場合は、かかる10%の制限を一時的に超過することができます。</p>
---------------	---

<p>分 配 方 針</p>	<p>サブ・ファンドは、受益証券1口当たり純資産価格が基準金額を超えた各取引日において、名目上、分配を行う方針です。</p> <p>当該取引日に分配される受益証券1口当たりの金額は、受益証券1口当たり純資産価格を基準金額まで減額するために必要となる金額とします。</p> <p>受益証券1口当たりの分配金は、小数第10位を四捨五入して計算されるものとします。分配金は、該当する分配日に、当該分配日において受益証券が自己の名義で受益者名簿に登録されている者について計上されるものとします。</p> <p>分配が宣言され、当該受益者に計上される分配金の支払いを実際に受けるのではなく、該当する分配金再投資日に追加の受益証券の買付資金とされることに留意すべきです。受益証券に関し、宣言され、計上されたものの各分配金再投資日までに支払われなかった分配金は全て、該当する分配金再投資日に受益証券1口当たり純資産価格で、受益証券に自動的に（源泉徴収およびその他受益者の居住国で支払いが求められる税金を差し引いた後、）再投資されるものとします。受益証券の端数は発行されないものとします。受益証券の端数に関する権利が生じることとなる金額については、整数口数まで四捨五入されるものとします。</p> <p>分配金再投資日以前に受益証券の買戻しを請求した受益者は、宣言され、計上されたものの受益証券が買戻される買戻日までに支払われなかった一切の分配金を、当該買戻請求に関する買戻代金とともに支払われるものとします。</p> <p>関連する分配金が純資産総額から差し引かれる日である分配金落ち日は、該当する分配日とします。疑義を避けるために記すと、分配日である取引日において、有効な受益証券取得申込書を提出した受益者は、当該分配日における分配金を受け取る権利を有するものとします。分配日である買戻日において、有効な買戻請求書を提出した受益者は、当該分配日において分配を受け取る権利を有しないものとします。</p> <p>受託会社は、受益者が基本信託証書の条項に基づき支払義務を負うものの未払いの金額について、分配金の全額またはその一部から控除し、相殺することができるものとします。</p>
----------------	---

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について



第5期末の1口当たり純資産価格	0.01トルコリラ
第6期末の1口当たり純資産価格	0.01トルコリラ (分配金額：0.001729305トルコリラ)
騰落率	18.87%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

サブ・ファンドの商品特性上、1口当たりの純資産価格は0.01トルコリラで変動はありません。

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。

(注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したもので、サブ・ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

(注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第5期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注5) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) サブ・ファンドにベンチマークは設定されておりません。

■ 分配金について

当期（2018年3月20日～2019年3月19日）の各月の分配金再投資日に再投資された1口当たり分配金（税引前）は下表のとおりです。

（金額：トルコリラ）

分配金再投資日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 ^(注))
2018年 3月 29日	0.01	0.000092291 (0.91%)
2018年 4月 27日	0.01	0.000093642 (0.93%)
2018年 5月 31日	0.01	0.000109113 (1.08%)
2018年 6月 28日	0.01	0.000094894 (0.94%)
2018年 7月 31日	0.01	0.000127145 (1.26%)
2018年 8月 31日	0.01	0.000130636 (1.29%)
2018年 9月 28日	0.01	0.000138527 (1.37%)
2018年 10月 31日	0.01	0.000187464 (1.84%)
2018年 11月 30日	0.01	0.000193149 (1.89%)
2018年 12月 28日	0.01	0.000170372 (1.68%)
2019年 1月 31日	0.01	0.000194346 (1.91%)
2019年 2月 28日	0.01	0.000154162 (1.52%)

(注) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、サブ・ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率 (%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配金再投資日における1口当たり分配金額

b = 当該分配金再投資日における1口当たり純資産価格 + 当該分配金再投資日における1口当たり分配金額

■投資環境について

トルコ債券市場は、期初より、トルコ中央銀行による利上げにもかかわらず、シリア情勢など地政学リスクの高まりなどを背景にトルコリラの下落に歯止めがかからなかったことなどから、軟調に推移しました。その後も、エルドアン大統領の介入により中央銀行の独立性が損なわれるとの懸念が強まる中、トルコ債券市場は続落しました。6月の大統領選挙・議会選挙では、事前の世論調査において、共に接戦となることが伝えられたことなどを嫌気し、売りに押される展開となりましたが、エルドアン大統領が再選され、与党連合が過半数を制したことから、トルコ債券市場は一旦は下げ止まりました。しかし、7月の金融政策委員会では、事前の予想に反し、政策金利の据え置きを発表したことから、以前から利上げに反対してきたエルドアン大統領に配慮したとの印象を市場に与え、中央銀行の独立性に対する懸念が再び高まり下落しました。その後も、トルコの対米関係の悪化を背景にトルコリラが暴落する中、トルコ債券市場も大幅下落となりました。金融当局は、銀行の流動性を支援する措置などを矢継ぎ早に発表しましたが、トルコ債券市場は下げ止まらず、売りが継続する展開となりました。9月に入り、中央銀行は通貨安阻止に向けて大幅な利上げを実施し、トルコリラが反転上昇したことから、トルコ債券市場はようやく下げ止まりました。10月に入り、米長期金利の上昇一服からトルコリラが底堅く推移するなど、投資家心理は改善し、トルコ債券市場は大きく反発しました。その後も、米長期金利の低下などを背景にトルコ債券市場は続伸しました。しかし、12月に入ると、米中貿易摩擦懸念が再燃し、投資家のリスク回避姿勢が強まったことから、トルコ債券市場は弱含む展開となりました。年明け以降は、欧米で長期金利が低下する中、トルコ債券市場は上昇しました。その後も、米中通商協議に対する期待などを背景に、投資家のリスク選好姿勢が強まり、続伸しました。

■ポートフォリオについて

当ファンドは、期中、トルコリラ建ての国債、社債、預金等を通じ、高い流動性を保ちつつ、投資元本の維持およびインカム・ゲインの獲得を目指し運用してまいりました。2019年3月19日時点の7日間平均利回りは、前期末の11.507%から上昇し、19.421%となりました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

引き続き、トルコリラ建ての短期金融商品に投資することにより、高い流動性を保ちつつ、投資元本の維持、収益確保を目指します。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
受託報酬	純資産総額の年率 0.04% (年間最低：43,000 トルコリラ)	サブ・ファンドの受託業務
管理報酬	純資産総額の年率 0.025% (年間最低：40,000 トルコリラ)	サブ・ファンドの資産の管理ならびに 受益証券の発行および買戻業務
投資運用報酬 (副投資運用報酬を含みます。)	純資産総額の年率上限 0.85%	管理会社に対する投資運用業務 投資運用会社に対する副投資運用業務
管理事務代行報酬	純資産総額の年率 0.08% (月間最低：8,900 トルコリラ)	サブ・ファンドの管理事務代行業務
保管報酬	純資産総額の年率 0.12% (月間最低：2,100 トルコリラ)	サブ・ファンドの資産の保管業務
代行協会員報酬	純資産総額の年率 0.10%	受益証券 1 口当たりの純資産価格の公表 を行い、また受益証券に関する目論見書、 決算報告書その他の書類を販売会社に交 付する等の代行協会員業務
販売報酬	申込みを取得した受益証券に係る 純資産総額の年率 0.35%	口座内でのサブ・ファンドの管理および事 務手続き、運用報告書等各種書類の送付、 購入後の情報提供等の業務
その他の費用 (当期)	0.19%	税金、銀行および証券業者の手数料、 保険料、弁護士費用、監査費用など

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記しています。「その他の費用 (当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度末および第6会計年度中の各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	トルコリラ	千円	トルコリラ	円
第1会計年度末 (2014年3月19日)	47,895,501.00	895,167	0.01	0.1869
第2会計年度末 (2015年3月19日)	53,054,040.00	991,580	0.01	0.1869
第3会計年度末 (2016年3月19日)	78,400,496.00	1,465,305	0.01	0.1869
第4会計年度末 (2017年3月19日)	134,183,223.78	2,507,884	0.01	0.1869
第5会計年度末 (2018年3月19日)	273,535,543.00	5,112,379	0.01	0.1869
第6会計年度末 (2019年3月19日)	470,023,300.00	8,784,735	0.01	0.1869
2018年3月末日	275,879,014.18	5,156,179	0.01	0.1869
4月末日	276,353,277.46	5,165,043	0.01	0.1869
5月末日	282,311,732.04	5,276,406	0.01	0.1869
6月末日	290,086,271.24	5,421,712	0.01	0.1869
7月末日	295,776,922.04	5,528,071	0.01	0.1869
8月末日	301,465,299.85	5,634,386	0.01	0.1869
9月末日	317,323,436.60	5,930,775	0.01	0.1869
10月末日	333,308,274.82	6,229,532	0.01	0.1869
11月末日	345,278,538.71	6,453,256	0.01	0.1869
12月末日	371,864,938.13	6,950,156	0.01	0.1869
2019年1月末日	415,730,678.91	7,770,006	0.01	0.1869
2月末日	470,514,167.82	8,793,910	0.01	0.1869

(注) トルコリラの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2019年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1トルコリラ=18.69円)によります。以下、トルコリラの円金額表示はすべてこれによります。

(2) 分配の推移

下記会計年度における1口当たりの分配の額は、以下のとおりです。

会計年度	1口当たり分配金	
	トルコリラ	円
第1会計年度 (2013年9月24日～2014年3月19日)	0.000294416	0.005502635
第2会計年度 (2014年3月20日～2015年3月19日)	0.000636892	0.011903511
第3会計年度 (2015年3月20日～2016年3月19日)	0.000770311	0.014397113
第4会計年度 (2016年3月20日～2017年3月19日)	0.000796358	0.014883931
第5会計年度 (2017年3月20日～2018年3月19日)	0.001067952	0.019960023
第6会計年度 (2018年3月20日～2019年3月19日)	0.001729305	0.032320710

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2013年9月24日～2014年3月19日)	5,322,890,213 (3,271,402,725)	481,141,558 (481,141,558)	4,841,748,655 (2,790,261,167)
第2会計年度 (2014年3月20日～2015年3月19日)	4,011,610,366 (3,878,082,428)	3,504,448,277 (3,004,448,277)	5,348,910,744 (3,663,895,318)
第3会計年度 (2015年3月20日～2016年3月19日)	9,413,703,964 (9,019,260,444)	6,892,288,269 (5,102,829,323)	7,870,326,439 (7,580,326,439)
第4会計年度 (2016年3月20日～2017年3月19日)	10,032,107,359 (10,020,091,799)	4,461,388,140 (4,186,388,140)	13,441,045,658 (13,414,030,098)
第5会計年度 (2017年3月20日～2018年3月19日)	24,322,316,835 (24,319,332,225)	10,394,639,996 (10,394,639,996)	27,368,722,497 (27,338,722,327)
第6会計年度 (2018年3月20日～2019年3月19日)	38,681,929,759 (38,676,465,773)	19,040,728,343 (19,040,728,343)	47,009,923,913 (46,974,459,757)

(注1) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。

Ⅲ. ファンドの経理状況

財務諸表

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、トルコリラで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2019年6月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1トルコリラ=18.69円）で換算されています。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

受託会社宛ての独立監査人の監査報告書

2019年3月19日に終了する計算期間

監査意見

我々は、2019年3月19日現在の有価証券明細表を含む貸借対照表、同日をもって終了する計算期間の損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針の要約及び説明情報から成る注記で構成されているマルチストラテジーズ・ファンドのシリーズ・トラストであるトルコリラ・マネー・マーケット・ファンド（以下「当シリーズ・トラスト」という。）の財務諸表の監査を行った。

我々は、添付の財務諸表が米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、当シリーズ・トラストの2019年3月19日現在の財政状態並びに同日をもって終了する計算期間の経営成績及びキャッシュフローの状況を、すべての重要な点において適正に表示していると認める。

監査意見の基礎

我々は、国際監査基準（ISA）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの我々の責任は、本監査報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。我々は、国際倫理基準審議会の倫理規範（以下「IESBA Code」という。）及びケイマン諸島における我々の財務諸表の監査に関する倫理義務に基づき、当シリーズ・トラストに対して独立性を保持しており、また、当該IESBA Codeで定められるその他の倫理上の責任を果たした。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

利用制限

本監査報告書は、契約条件に従って、受託会社のためだけに作成されたものである。我々の監査業務は、監査報告書において受託会社に対して意見を述べる義務がある事項について受託会社に意見を述べるために実施されており、それ以外の目的には適合しない。我々の監査業務、本監査報告書、または我々が形成した監査意見に関して、受託会社以外の者に対して、我々は責任を引き受けるものではなく、また責任を負うものではない。

財務諸表に対する経営者及び統治責任者の責任

経営者は、米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制に関する責任を有している。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、当シリーズ・トラストの継続企業の前提が成り立っているかどうかを評価し、継続企業の前提に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、経営者が当シリーズ・トラストの清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である。

統治責任者の責任は、当シリーズ・トラストの財務報告プロセスの監視を行うことにある。

財務諸表監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体として財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、国際監査基準（ISA）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽記載を常に発見することを保証するものではない。虚偽記載は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えることと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々は、国際監査基準（ISA）に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当シリーズ・トラストの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、当シリーズ・トラストの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、当シリーズ・トラストは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務諸表の表示、構成及び内容を検討し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む及び監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

2019年9月9日



KPMG
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Turkish Lira Money Market Fund (the "Series Trust"), a series trust of Multi Strategies Fund, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as at March 19, 2019, the statements of operations, changes in net assets and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at March 19, 2019, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with US generally accepted accounting principles.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Restriction on Use

This report is made solely to the Trustee in accordance with the terms of our engagement. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to the Trustee in an auditor's report and for no other purpose. We do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trustee, for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with US generally accepted accounting principles, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

September 9, 2019

(1) 貸借対照表

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

貸借対照表

2019年3月19日

	注記	2019年	
		トルコリラ	日本円
資産			
公正価値により測定される負債証券への投資 (取得原価：348,800,311トルコリラ)	3	359,232,539	6,714,056,154
現金及び現金同等物	6	55,902,243	1,044,812,922
レポ取引による債権	9、10	74,500,000	1,392,405,000
ファンドの販売受益証券に対する未収金		1,757,193	32,841,937
未収利息		5,093,256	95,192,955
		<hr/>	<hr/>
資産合計		496,485,231	9,279,308,967
		<hr/>	<hr/>
負債			
購入有価証券の未払金		20,000,000	373,800,000
ファンドの買戻受益証券に対する未払金		632,571	11,822,752
未払分配金		4,926,835	92,082,546
その他の未払金	8	902,525	16,868,192
		<hr/>	<hr/>
負債合計		26,461,931	494,573,490
		<hr/>	<hr/>
純資産	11	470,023,300	8,784,735,477
		<hr/>	<hr/>
1口当たり純資産価額(「NAV」) (期末における口数残高47,009,923,913口に 基づく)	5、11	0.01	0.19
		<hr/>	<hr/>

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

受託会社の代理として署名：

(署名)

(署名)

日付：2019年9月9日

(2) 損益計算書

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

損益計算書

2019年3月19日に終了する計算期間

	注記	2019年	
		トルコリラ	日本円
投資収益			
受取利息		17,668,613	330,226,377
取得時のディスカウント分のアキュムレーション		47,798,283	893,349,909
		<hr/>	<hr/>
		65,466,896	1,223,576,286
費用			
投資運用報酬	7、8	995,247	18,601,166
副投資運用報酬	7、8	1,824,619	34,102,129
管理報酬	7、8	82,937	1,550,093
管理事務代行報酬	8	430,904	8,053,596
保管報酬	8	398,099	7,440,470
受託報酬	7、8	132,700	2,480,163
販売報酬及び代行協会員報酬	8	1,491,488	27,875,911
監査報酬		178,823	3,342,202
その他の報酬および費用		712,811	13,322,438
		<hr/>	<hr/>
		6,247,628	116,768,167
純投資収益		59,219,268	1,106,808,119
投資に係る実現純損失		(170,569)	(3,187,935)
		<hr/>	<hr/>
運用による純資産の純増額		59,048,699	1,103,620,184

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
純資産変動計算書
2019年3月19日に終了する計算期間

	2019年	
	トルコリラ	日本円
期首純資産	273,535,543	5,112,379,299
運用による純資産の純増額	59,048,699	1,103,620,184
受益者への分配金	(58,972,957)	(1,102,204,566)
受益証券の発行	386,819,298	7,229,652,680
受益証券の買戻	(190,407,283)	(3,558,712,119)
期末純資産	470,023,300	8,784,735,477

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
 キャッシュ・フロー計算書
 2019年3月19日に終了する計算期間

	2019年	
	トルコリラ	日本円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純増額	59,048,699	1,103,620,184
運用による純資産の純増額から営業活動による現金及び現金同等物の変動（純額）への調整		
負債証券の購入	(1,315,653,885)	(24,589,571,111)
レポ取引における負債証券の買戻しによる支出	(201,000,000)	(3,756,690,000)
負債証券の売却	1,174,456,190	21,950,586,191
レポ取引における負債証券の売却による収入	146,500,000	2,738,085,000
投資に係る実現純損失	170,569	3,187,935
未収利息の増加額	(3,601,036)	(67,303,363)
その他の未払金の増加額	464,292	8,677,617
	(139,615,171)	(2,609,407,546)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
受益証券発行による収入	5 341,897,777	6,390,069,452
受益証券買戻しによる支出	5 (190,008,787)	(3,551,264,229)
分配金	5 (12,081,074)	(225,795,273)
	139,807,916	2,613,009,950
財務活動による現金及び現金同等物の増加（純額）		
現金及び現金同等物の純増額	192,745	3,602,404
現金及び現金同等物の期首残高	55,709,498	1,041,210,518
	55,902,243	1,044,812,922

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド
財務状況の指標
2019年3月19日に終了する計算期間

	2019年	
	トルコリラ	日本円
受益証券1口当たり運用成績：		
期首における受益証券1口当たりNAV	0.01	0.19
投資活動による収益（B）		
純投資収益	—	—
純実現利益及び未実現利益の純変動額	—	—
投資活動による収益合計	—	—
期末における受益証券1口当たりNAV	0.01	0.19
比率／補足データ：		
平均純資産総額に対する費用比率（A）	(1.83)%	
平均純資産総額に対する純投資収益比率（A）	17.32%	
総収益（A）	—	

（A）総収益は、当期中のNAVの変動に基づいて計算される。費用比率および純投資収益比率は当期中の平均純資産残高に基づいて計算される。財務状況の指標は、全ての投資関連費用および運用費用を反映したものである。

（B）特定の投資、手数料の取決めおよび資本取引のタイミングにより結果は異なる。受益証券1口当たりの情報については、当期中の月平均受益証券口数残高に基づいて計算される。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

1. トラストに関する説明

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド（以下「当シリーズ・トラスト」という。）は、マルチ-ストラテジー・ファンド（以下「当トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。当トラストは、受託会社と管理会社との間で締結された2013年6月10日付基本信託証書に基づき設定されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストである。当トラストは2013年6月18日に、ケイマン諸島の信託法に準拠しアンブレラ型ユニット・トラストとして設定され、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録された。関連する資産や負債が帰属する個別のポートフォリオやシリーズ・トラストを組成および設定することができる。基本信託証書はケイマン諸島法に準拠している。

2019年3月19日現在、当トラストには2つのシリーズ・トラスト（UBPアフリカ株式ファンド及び当シリーズ・トラスト）が存在していた。当シリーズ・トラストは2013年9月24日に運用を開始した。これらの財務諸表は当シリーズ・トラストの口座だけで構成されている。

当シリーズ・トラストの投資目的は、国債、社債、譲渡性預金証書、資産担保証券、銀行預金ならびにレポ取引及びリバースレポ取引（ただし、これらに限定されない）のトルコリラ建て短期金融商品への投資を通じて、収益を提供しつつ、元本価値を確保し、高水準の流動性を維持することである。

インターナショナル・マネジメント・サービシズ・リミテッド（以下「管理会社」という。）は管理会社である。損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下「投資運用会社」という。）は投資運用会社である。アク・ポルトフェイ・イエネティミ・アノニム・シルケティ（以下「副投資運用会社」という。）は副投資運用会社である。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーカー）リミテッド（以下「保管会社」という。）は保管会社である。当シリーズ・トラストの管理事務業務は、エスエムティー・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）に委託されている。

2. 重要な会計方針の要約

本財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準（以下「米国GAAP」という。）に準拠して作成されている。米国GAAPに準拠した財務諸表の作成において、管理会社は、財務諸表で報告される金額および開示に影響を与える見積もりや仮定をする必要がある。実際の結果は、それらの見積もりとは異なる場合がある。

本財務諸表は、当シリーズ・トラストの機能通貨であるトルコリラ（以下「TRY」という。）建てで作成されている。

当シリーズ・トラストは米国GAAPの下で投資会社と見なされており、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の会計基準コーディフィケーション（以下「ASC」という。）946「金融サービス-投資会社（以下「ASC946」という。）」において投資会社に適用できる会計ガイダンス及び報告ガイダンスに従っている。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

2. 重要な会計方針の要約 (続き)

当シリーズ・トラストは、投資会社の基本的な特性および全ての典型的な特性を有している。

投資運用会社の見解では、以下の状況が存在するため、当シリーズ・トラストは、投資会社の基本的な特性を有している。

- i 当シリーズ・トラストは投資家から資金を集め、それらの投資家に投資管理サービスを提供している。
- ii 投資家に通知された事業目的および唯一の実質的な活動は、投資によるキャピタルゲインやインカムゲインによるリターンのためだけに投資することである。
- iii 当シリーズ・トラストは、投資によるキャピタルゲインによるリターンのために当シリーズ・トラストが保有する投資に対する出口戦略を特定している。
- iv 当シリーズ・トラストは、投資によるキャピタルゲインおよびインカムゲイン以外に成果または便益を得る目的を有していない。

投資運用会社の見解では、当シリーズ・トラストは、投資会社の典型的な特徴も有している。

- i 当シリーズ・トラストは、複数の投資を保有している。
- ii 当シリーズ・トラストには、複数の投資家が資金を提供している。
- iii 当シリーズ・トラストには、当シリーズ・トラストに大きな関心を示し、投資運用会社に関連のない投資家がいる。
- iv 当シリーズ・トラストのオーナーシップは、出資を通じて取得された株式持分により表される。
- v 当シリーズ・トラストは、公正価値ベースで投資のパフォーマンスを管理・評価している。

当シリーズ・トラストが採用した重要な会計方針は以下の通り。

投資の評価

投資は社債、国債、預金およびレポ取引から成る。償還までの残余期間が1年未満の社債および国債といった債券は、公正価値のもっとも妥当な見積もりとして、償却原価法（例えば、取得価額が額面より高い場合におけるプレミアム分のアモチゼーション、または取得価額が額面より低い場合におけるディスカウント分のアキュムレーションにより取得価額を調整する。）を用いて、公正価値で評価される。管理会社は、投資がそれらの公正市場価格で計上されることを担保するために、同社の代理人を通じて償却原価法を継続的にレビューする。当シリーズ・トラストが金融資産を購入すると同時に将来の期日に一定の価格で同資産を売戻す契約を締結する（「レポ取引」）場合、その契約は債権（「レポ取引による債権」）勘定に計上され、原資産は当シリーズ・トラストの財務諸表上において認識されない。

当シリーズ・トラストが金融資産を売却すると同時に、将来において一定の価格で同資産を買戻す契約を締結する場合、この契約は借入金（レポ取引の下での債務）勘定に計上され、当シリーズ・トラストの財務諸表において原資産の消滅の認識は行われぬ。レポ取引による債権および債務は、増分の直接取引費用控除後の公正価値で当初測定され、その後は実効金利法を用いて償却原価で測定される。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

2. 重要な会計方針の要約 (続き)

投資の評価 (続き)

投資取引は取引日基準で計上される。計算期間末については、2019年3月18日および19日が営業日ではないため、当シリーズ・トラストの目論見書に従い、全ての投資は2019年3月15日現在で評価されている。

実現損益、および未実現損益の変動額は、先入先出法によって決定され、損益計算書に計上される。公正価値の変動額は評価日ごとに損益に計上される。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、購入日から90日以内に容易に一定の金額に換金可能であるマネー・マーケット・ファンドなど流動性の高い投資が含まれる。全ての現金残高は、主要な銀行及び証券会社で保管されている。

現金およびその他の流動性の高い資産については、適切な場合には、該当日末までの未収利息を加えた額面価額で評価される。

投資収益

受取利息は実効金利法によって計算される。有価証券の取得価額が額面より低い場合におけるディスカウント額、および取得価額が額面より高い場合におけるプレミアム額については、それぞれの有価証券の償還までの期間にわたり実効金利法によりアモチゼーションまたはアキュムレーション処理が行われる。

費用

費用は発生主義で計上される。

外国為替換算

外貨建の資産および負債は、2019年3月18日および19日が営業日ではないため、2019年3月15日の最終為替相場場で換算され、為替差損益は損益計算書に反映される。有価証券の売買や収益および費用は、それらの各取引日の実勢為替レートで換算される。未実現損益は、投資有価証券の公正価値と取得原価との差額である。

当シリーズ・トラストでは、有価証券について市場価格の変動による損益部分と外国為替レートの変動によって発生する損益部分を分離していない。かかる変動については、損益計算書において投資に係る実現純損失に含まれている。

レポ取引による債権

レポ取引に係わる取引は、有担保の金融取引として取り扱われ、契約された再売買金額で計上される。取引による利息は未収利息に含まれる。

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

2. 重要な会計方針の要約 (続き)

資産と負債の相殺

当シリーズ・トラストは、財務諸表の利用者が、財政状態において認識された資産および負債に関するネットティング協定の影響または潜在的影響を評価できるように、貸借対照表に表示される資産と負債の相殺による影響を開示することが求められる。これら認識された資産および負債は、強制力のあるマスター・ネットティング協定または類似の契約の対象となっているか、あるいは相殺権に関する次の基準を満たす金融商品及びデリバティブ商品である。その基準とは、1) 当シリーズ・トラストが別の当事者に支払うべき金額が確定していること、2) 当シリーズ・トラストが、その支払うべき金額とその他の当事者が支払うべき金額とを相殺する権利を有していること、3) 当シリーズ・トラストが相殺する意図を有すること、4) 当シリーズ・トラストの相殺権に法的強制力があること。

見積りの利用

米国GAAPに準拠して財務諸表を作成するためには、経営者は、注記3に記載されている投資の公正価値を含む資産および負債の報告金額を決定する上で、重要な会計上の見積りや判断を行う必要がある。実際の結果がこれらの見積りと異なる場合もある。

税制

当シリーズ・トラストはケイマン諸島の免税信託である。ケイマン諸島の現行法の下では、収益、不動産、譲渡、売却、あるいはその他に対して当シリーズ・トラストが支払うべき税金は存在しない。当シリーズ・トラストの自己勘定のために売買する株式および有価証券に係わる収益については、一般的に米国の課税対象にならない(ただし、以下に示された特定の源泉徴収税を除く。)。投資運用会社は、当シリーズ・トラストの活動が米国での取引や事業に該当しないように、実行可能な最大限の範囲において当シリーズ・トラストの運用を行う方針である。米国以外のソースから当シリーズ・トラストが実現した利息やその他の収益、および米国以外の発行体の有価証券売却で実現したキャピタルゲインは、収益の源泉となった税管轄地において源泉徴収税やその他の税金が課せられる可能性がある。信託法(2011年改正)に従って、当トラストは、トラストの設定から50年の期間にわたり全ての現地での課税について免税措置を受けている。

当シリーズ・トラストの財務諸表に計上する法人所得税の未確定事項の会計処理は、会計基準コーディフィケーション(以下「ASC」という。)740号の「法人所得税における未確定事項に係る会計処理」によって明らかにされている。ASC740号は、納税申告書に記載されるか、または記載されると予想されるタックス・ポジションの財務諸表上の認識および測定のために、認識の基準や測定の指針を規定する。ASC740号は、タックス・ポジションについて、税務調査で容認される可能性が50%超の可能性であるか否かを会計主体が判断することを求めている。それには、同タックス・ポジションのテクニカル・メリットに基づき、関連するあらゆる申立てまたは訴訟プロセスの解決も含まれる。企業は、タックス・ポジションが50%超の可能性の判断基準を満たしていたか否かを評価する際に、全ての関連情報を十分に有している適切な税務当局により同タックス・ポジションが調査されることを前提とする必要がある。50%超の可能性の判断基準を満たしているタックス・ポジションは、タックス・ベネフィットの額を判断するために測定され、財務諸表上で認識される。このタックス・ポジションの測定は、50%超の確率で確定する金額のうち最大値をもってなされる。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

2. 重要な会計方針の要約 (続き)

税制 (続き)

投資運用会社は当シリーズ・トラストのタックス・ポジションを分析し、未確定のタックス・ポジションに關して、未認識のタックス・ベネフィットに対して計上されるべき負債はないと判断した。さらに、投資運用会社は、未認識のタックス・ベネフィットの総額が今後12ヶ月間に、大幅に変動する合理的な可能性のあるタックス・ポジションが存在するとは認識していない。

保証および／または補償

通常の事業活動の中で、当シリーズ・トラストは一般的な補償を提供する様々な条項を含む契約を締結する。これによって、現在はまだ発生していないが、将来、当シリーズ・トラストに対して何らかの請求が起こされる可能性があり、これらの契約に伴う当シリーズ・トラストの最大エクスポージャーは不明である。ただし、経験に基づくと、当シリーズ・トラストは損失を被るリスクはごく僅かであると予想する。

分配金

管理会社は各取引日に代理人を通じて分配金を公表する。受益証券1口当たりの分配金額は、各取引日における当該受益証券1口当たりの純資産価額を0.01トルコリラに維持するために必要な金額の合計に等しい。

買戻しの分類

A S C 480号の「負債と資本の双方の特性を有する特定の金融商品の会計処理」の規定では、買戻通知で要求される金額が確定した時点で、買戻しを負債として認識する。この認識日は通常、買戻要求の性質によって、買戻通知の受領時または計算期間の末日のいずれかになる。したがって、計算期間末後に支払われるが、計算期間末の資本残高に基づく買戻しは、2019年3月19日時点でファンドの買戻受益証券に対する未払解約金として反映される。

3. 公正価値の測定

金融商品は公正価値で計上される。公正価値は、測定日時点における市場参加者間の秩序ある取引において資産の売却によって受け取られる、または負債の移転（出口価格）のために支払われる価格として定義される。

インプットの公正価値ヒエラルキーは、入手可能な場合には観測可能なインプットのほとんどが使用されることを要求することにより、観測可能なインプットの使用を最大化し、観測不能なインプットの使用を最小化するような公正価値を測定する上で使用される。観測可能なインプットとは、当シリーズ・トラストとは無関係の情報源から得られる市場データに基づき、市場参加者が資産または負債を値付けする際に使用するインプットである。観測不能なインプットは、市場参加者が資産または負債を値付けする際に使用するであろうインプットに対する当シリーズ・トラストの仮定を反映したものであり、この仮定は入手可能な最良の情報に基づいている。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

3. 公正価値の測定 (続き)

公正価値ヒエラルキーは、インプットに基づき以下の3つの水準に分類される。

- －レベル1－当シリーズ・トラストが測定日にアクセス可能な、同一の資産または負債の活発な市場における調整なしの相場価格を反映するインプット；
- －レベル2－活発とは見なされない市場におけるインプットなど、資産または負債に関して直接的または間接的に観測可能な相場価格以外のインプット；
- －レベル3－観測不能なインプット。

インプットは様々な評価手法適用に際して利用されるものであり、リスクに関する仮定を含め、評価を決定するにあたり市場参加者が用いる仮定を広く示している。金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。管理会社は観測可能なデータを、容易に利用可能であり、定期的に配布または更新され、信頼でき検証可能であり、独占されていない、かつ活発な関連市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供される市場データであると見なす。ヒエラルキー内の金融商品の分類は、金融商品の価格設定における透明性に基づいており、管理会社が認識している金融商品のリスクと必ずしも一致しない。

その価値が活発な市場における相場価格に基づいている投資は、レベル1に分類される。2019年3月19日現在、シリーズ・トラストはレベル1に分類される投資を保有していなかった。

活発とは見なされない市場で取引されているが、相場価格、ディーラーの気配値、あるいは観測可能なインプットにより支持されるそれに代わるプライシング・ソースなどに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。レベル2の投資には、活発な市場で取引されず、および（または）譲渡制限を受けるポジションが含まれるため、非流動性および（または）非譲渡性を反映するために調整されることもある。非流動性や非譲渡性については通常、利用可能な市場情報に基づいている。負債証券は償却原価法を用いて評価されており、レベル2に分類される。

レベル3に分類される投資は、取引が稀であるか、または全く取引がないため、著しく観測不能なインプットしか有していない。2019年3月19日現在、シリーズ・トラストはレベル3に分類される投資を保有していなかった。

以下の表は、公正価値で測定される当シリーズ・トラストの投資について、2019年3月19日現在の公正価値ヒエラルキー内のレベルごとの評価を示す：

	レベル1 トルコリラ	レベル2 トルコリラ	レベル3 トルコリラ	合計 トルコリラ
資産				
負債証券	—	359,232,539	—	359,232,539
レポ取引による債権	—	74,500,000	—	74,500,000
	—	433,732,539	—	433,732,539

全ての有価証券がレベル2に分類されている。当計算期間において、レベル間の資産の大きな移動はなかった。

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

3. 公正価値の測定 (続き)

レポ取引は、カウンターパーティからの証券の購入とともに、当シリーズ・トラストが当該カウンターパーティに契約した価格で満期日に証券を売戻す義務を含む。このレポ取引に関しては、当シリーズ・トラストに代わって行動する保管会社が、その担保証券の公正価値が未収利息を含め常にレポ取引の元本金額の少なくとも110%となるように管理する方針である。カウンターパーティがレポ取引の下で債務不履行に陥るとともに担保の公正価値が減少した場合、当シリーズ・トラストによる担保の回収が遅れるかまたは制限される場合がある。

2019年3月19日現在、当シリーズ・トラストは国債で構成される担保を受領しており、同レポ取引に対する担保の公正価値は83,778,435トルコリラであった。当シリーズ・トラストは、このレポ取引に関連して受領した担保を売却または再担保差入することを許可されていない。

4. 金融商品および関連リスク

以下に当シリーズ・トラストの金融商品から生じる主なリスクの概要を示す。

市場リスク

2019年3月19日現在の貸借対照表には、当シリーズ・トラストにより保有される負債証券およびレポ取引から生じる契約上のコミットメントの公正価値が含まれている。これらの投資には、市場リスクへのエクスポージャーが含まれている。

当シリーズ・トラストの金融商品の評価額は、金利または為替変動以外の要因による市場価格の変動に伴い変動する。

金利リスク

金利の上昇により、一般的に当シリーズ・トラストの将来収益の現在価値が低下する。有価証券の市場価格は、将来収益に対する投資家全体の見通しに基づいて絶えず変動するので、投資家が金利上昇を予想するか、または経験した時に、有価証券の価格は通常下落する。

流動性リスク

流動性リスクは、高ボラティリティや金融ストレスが存在する時期に、当シリーズ・トラストがその投資ポジションの規模を妥当な価格で迅速に調整することができない可能性を示す。

当シリーズ・トラストの主な負債は、投資家が売却したいと考える可能性のある受益証券の買戻しである。当シリーズ・トラストは、買戻し可能参加受益証券の現金による日々の買戻しリスクにさらされている。

当シリーズ・トラストの流動性は、組入れ有価証券の流動性に左右される。当シリーズ・トラストの資産は、主に容易に換金可能な有価証券で構成されている。管理会社の見解によると、このことにより、当シリーズ・トラストの負債の支払いや、全ての受益者の買戻し可能参加受益証券の買戻しが可能になる。

投資運用会社の見解によると、2019年3月19日時点で保有されている当シリーズ・トラストの資産の大部分は、通常の状況で1か月以内に現金化が可能である。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

4. 金融商品および関連リスク (続き)

為替リスク

当シリーズ・トラストの有価証券と現金及び現金同等物の全ては、当シリーズ・トラストの基準通貨建てであるため、貸借対照表および損益計算書は為替変動による影響を受けない。したがって、感応度分析は実施されていない。

信用リスク

信用リスクは、カウンターパーティが当シリーズ・トラストに対する債務を条件にしたがって履行できなくなった場合、当シリーズ・トラストが計上する可能性のある損失により測定される。当シリーズ・トラストは、取引の関係者の信用リスクにさらされるとともに、決済不履行のリスクも負う。特に当シリーズ・トラストは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (以下「BBHアンド・カンパニー」という。) (以下「副保管会社」という。) (フィッチによる信用格付けはA+) やアクバンク・マルタ支店 (注記6) (フィッチによる信用格付けはA+) に係る信用リスクにさらされている。

当シリーズ・トラストは負債証券に投資している。発行体の財政状態の悪化、または経済情勢の悪化、あるいはその両方、または予想外の金利の上昇などにより、発行体の元利金の支払能力が低下する可能性がある。発行体が期日に元利金支払ができなくなった場合、当シリーズ・トラストの口座で保有されている有価証券の価値に悪影響が及ぶ場合がある。流動性のある取引市場がない有価証券については、公正価値を当シリーズ・トラストの評価手法に従って確定することができなくなる可能性がある。さらに、新興国市場への投資に伴う信用リスクは、概して先進国への投資に比べ大きくなる傾向がある。

2019年3月19日現在、当シリーズ・トラストは以下の信用格付けを有する負債証券に投資している。

信用格付け

	トルコリラ	%
A+*	82, 130, 325	22. 86
AA*	277, 102, 214	77. 14
合計	359, 232, 539	100. 00

* 国の長期格付け

レポ取引およびリバースレポ取引には、そのようなレポ取引またはリバースレポ取引の担保の評価の違いに関連したリスクが含まれる場合がある。そのような取引において受け取りまたは差し入れられた担保の価格が、当シリーズ・トラストに悪影響を及ぼす場合がある。関係するカウンターパーティが不履行に陥った場合、不正確な価格設定や、担保が取引される関連市場の非流動性および市場動向により、当シリーズ・トラストの投資パフォーマンスに大きな悪影響が及ぶ可能性がある。これらの影響の結果には (これらに限定されないが)、純資産額の急激な減少、現金回収の遅延、担保の現金化に伴う困難、さらにこれらの結果に関連する追加のリスクが含まれる。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

4. 金融商品および関連リスク (続き)

信用リスク (続き)

受託会社は、保管会社を選任した。保管会社の最終的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(株式会社日本格付研究所による信用格付けはAA-)である。保管会社は、副保管会社を選任した。現金および有価証券は、最終的に副保管会社にて保管され、現金は銀行である副保管会社に預けられている。

当シリーズ・トラストの有価証券は、分別された口座において副保管会社が保管する。したがって、副保管会社が支払不能あるいは破綻に陥った場合においても、当シリーズ・トラストの資産は分別されている。ただし、当シリーズ・トラストは、副保管会社の信用リスク、あるいは当シリーズ・トラストの現金に関して保管会社または副保管会社が利用する預託機関の信用リスクにさらされる。副保管会社が支払い不能または破綻に陥った場合、当シリーズ・トラストは当シリーズ・トラストの現金保有高に関して副保管会社の一般債権者として扱われることになる。

当シリーズ・トラストが取引を行ってきた適格有価証券の全ての格付けを掲載する投資ユニバースはメンテナンスされており、フィッチによる格付け変更を記録するために毎日監視される。格付けの変更は、すべて運用会社に報告される。

副保管会社が破たんした場合、または支払不能に陥った場合、同社が保管している当シリーズ・トラストの負債証券に対して権利行使する際に遅延または制限が生じる可能性がある。

5. 元本

当シリーズ・トラストは受益証券を発行及び買戻すことができるため、当シリーズ・トラストの元本は、当シリーズ・トラストへの購入及び買戻し請求によって変動する可能性がある。受益者一人当たりの最低購入又は買戻し額は1口であり、以降1口単位で計算される。

受益証券は、前評価日における営業終了時点の受益証券1口当たりNAVで各営業日に買戻し可能である。ただし、関連営業日の午前8時(ダブリンの時間)または投資運用会社が決定した期限までに買戻し通知を提出することを条件とする。期限までに買戻し通知が提出されなかった場合には、買戻し請求は次の取引日まで持ち越され、その取引日に適用される買戻し価格で買戻されることになる。

2019年3月19日を期末とする計算期間中における受益証券の口数の異動は以下の通り：

	口数
期首における受益証券の口数残高	27,368,722,497
受益証券の発行口数	38,681,929,759
受益証券の買戻し口数	(19,040,728,343)
期末における受益証券の口数残高	47,009,923,913

2019年3月19日終了会計年度に、58,972,957トルコリラの分配金が支払われ、その内43,670,594トルコリラが当シリーズ・トラストに再投資された。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

6. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は2019年3月19日現在、以下の通り副保管会社で保管されている手許現金、及びアクバンク・マルタ支店で保管されている満期が3ヶ月以下の定期預金により構成されている：

	トルコリラ
手許現金 - BBHアンド・カンパニー	902,243
定期預金 - アクバンク・マルタ支店	55,000,000
	<hr/>
合計	55,902,243
	<hr/> <hr/>

7. 関連当事者取引

一方の当事者が、他方の当事者を支配可能であるか、または、他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響力を行使可能である場合、それらの当事者は関連していると見なされる。管理会社の意見によると通常の事業取引以外に関連当事者との取引は発生していない。管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、受託会社、及びアクバンク T. A. S (レポ取引および預金のカウンターパーティであり、かつ当シリーズ・トラストにおいて35,464,156口の受益証券を保有している)は、当シリーズ・トラストの関連当事者と見なされる。当シリーズ・トラストはアクバンク・マルタ支店(注記6)に55,000,000トルコリラの預金を保有している。当計算期間に関連当事者に支払った報酬は、損益計算書および注記8に開示されている。当計算期間末に関連当事者に支払うべき未払金は貸借対照表および注記8に開示されている。

2名の投資家が、当シリーズ・トラストに28.03%および14.23%の投資を行っている。その結果、これらの関連当事者による何らかの行為が、当シリーズ・トラストに重大な影響を与える可能性がある。

8. 報酬および費用

管理会社は、純資産総額に対して年率0.025%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月米ドルにて後払いで支払われる。ただし、年間の管理報酬の下限を40,000トルコリラに定める。

受託会社は、純資産総額に対して年率0.04%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月ユーロにて後払いで支払われる。ただし、年間の受託報酬の下限を43,000トルコリラに定める。

投資運用会社は、純資産総額に対して年率0.30%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月日本円にて後払いで支払われる。

副投資運用会社は、純資産総額に対して年率0.55%の報酬を受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月トルコリラにて後払いで支払われる。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2018年3月19日

(続き)

8. 報酬および費用 (続き)

管理事務代行会社は、純資産総額に対して年率0.08%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月ユーロにて後払いで支払われる。ただし、毎月の管理事務代行報酬の下限を8,900トルコリラに定める。また、管理事務代行会社には、8,900トルコリラに相当するユーロでの監査補助報酬も支払われる。さらに、管理事務代行会社には、各新規受益者1人につき270トルコリラの手数料と、引受時に必要な登録の更新毎に45トルコリラの手数料も支払わなければならない。また、管理事務代行会社は、その義務の履行において必要となる全ての妥当な立替支出に関して払い戻しを受ける。

保管会社は、純資産総額に対して年率0.12%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月米ドルにて後払いで支払われる。ただし、毎月の保管報酬の下限を2,100トルコリラ相当額のUSドルに定める。また、保管会社は、その義務の履行において必要となる全ての妥当な立替支出に関して払い戻しを受ける。

販売会社は、純資産総額に対して年率0.35%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月日本円にて後払いで支払われる。計算期末時点で、当シリーズ・トラストには22の販売会社が存在していた。

代行協会員は、純資産総額に対して年率0.10%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月日本円にて後払いで支払われる。

2019年3月19日時点における未払報酬は以下の通り：

	トルコリラ
投資運用報酬	73,435
副投資運用報酬	134,632
管理報酬	6,120
管理事務代行報酬	43,623
保管報酬	29,374
受託報酬	9,791
販売報酬及び代行協会員報酬	109,800
監査報酬	125,619
その他の報酬および費用	370,131
	902,525

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

9. レポ取引による債権

レポ取引とは、当シリーズ・トラストが合意した価格、期日および利息で将来有価証券を売戻すことを取り決めた契約に基づき有価証券を購入することである。レポ取引のカウンターパーティはデフォルトする可能性があり、レポ取引にはこうした信用リスクが伴う。2019年3月19日現在、売戻契約の下で購入された有価証券は、主に国債やトルコ政府機関債により担保されており、その額は74,500,000トルコリラとなっている。

当シリーズ・トラストは、契約に基づく金額に対する担保の市場評価額を、経過利息も含め、契約期間の開始から終了までモニタリングしている。また、必要な場合には、エクスポージャーや流動性を管理するために、現金または有価証券の入れ替えを要求する。このような契約に関連して、カウンターパーティが債務不履行や破産手続き開始の状況に陥った場合は、当シリーズ・トラストに対する担保の換金または回収が遅延あるいは制限される場合がある。

2019年3月19日現在、売戻契約に基づき購入された有価証券は、2019年3月28日以前に満期となる。適用金利は22.75%、22.95%および23.69%である。

10. 資産と負債の相殺

2019年3月19日現在、当シリーズ・トラストは貸借対照表において相殺可能なレポ取引を保有している。当シリーズ・トラストは、このレポ取引による債権を担保と相殺することが可能である。

以下の表は、貸借対照表及び純資産変動計算書において示されている認識された資産の相殺による潜在的影響を開示している。

2019年	貸借対照表において相殺されない関連金額					
	認識された 資産の総額 トルコリラ	純資産変動 計算書に おいて相殺 された総額 トルコリラ	純資産変動 計算書において 示されている 認識された 資産の純額 トルコリラ	金融商品の 純額 トルコリラ	金融担保の 受領額(a) トルコリラ	純額 トルコリラ
レポ取引 からの未収金	74,500,000	-	74,500,000	-	(74,500,000)	-
	74,500,000	-	74,500,000	-	(74,500,000)	-

(a) 当シリーズ・トラストが定めるマスター・ネットリング契約および担保契約に係わる金額については、債務不履行の場合における法的強制力があるが、特定の他の要件は適用される相殺に係わる会計上のガイダンスを満たしていない。担保金額が貸借対照表に表示される金融資産と金融負債の純額を上回る場合、報告される合計額は、カウンターパーティに対する金融資産と金融負債の純額に限定される。

2019年3月19日現在、貸借対照表において、相殺の対象となるような認識された負債はない。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

11. 取引純資産総額から財務諸表上の純資産総額への調整

	2019年 トルコリラ
公表純資産総額	468,974,628
取引日調整	1,124,622
費用計上済みの設立費用	(543,418)
公表純資産総額において償却した設立費用	467,468
財務諸表上の受益証券の保有者に帰属する純資産総額	470,023,300
公表純資産総額に基づく受益証券口数	46,897,461,708
取引日調整	112,462,205
財務諸表上の受益証券口数	47,009,923,913
受益証券1口当たり公表純資産価額	0.01
財務諸表上の受益証券1口当たり純資産価額	0.01

543,418トルコリラと見積もられた設立費用は、費用が発生した計算期間の損益計算書において全額計上した。取引の目的で使用する受益証券1口当たりの公表純資産価額を計算する目的上、当シリーズ・トラストの設定に係わるこれらの設立費用は、当シリーズ・トラストの最初の7事業年度を通じて償却されるか、あるいは管理会社が募集目論見書に従って、その絶対的裁量権で公正と見なす方法で決定する期間内に償却される。

受益者の取引目的では、取引は取引日プラス1営業日をベースとして会計処理される。財務報告目的では、取引は取引日をベースとして会計処理される。最終取引日における営業終了時点と財務報告期間末日の間に発生した取引に関して、1,124,622トルコリラの調整が必要であった。

12. 後発事象

管理会社は2019年3月19日から財務諸表の発行が可能となった2019年9月4日までの期間に対する後発事象のレビューを行なった。2019年9月4日までに、投資家から当シリーズ・トラストに284,606,871トルコリラの購入申込みがあった一方、当シリーズ・トラストから99,027,563トルコリラの買戻しが行われた。

管理会社は、これらの財務諸表において追加開示が必要なその他の後発事象はないとの結論を下した。

(3) 投資有価証券明細表等

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

有価証券明細表

2019年3月19日現在

債券	取得原価 トルコリラ	公正価値 トルコリラ	純資産に対する 割合(%)
トルコ			
Ak Yatirim Menkul Deg As 0% 28-Mar-19	12,187,890	12,442,574	2.65
Akbank Tas 0% 22-Mar-19	34,315,750	34,960,900	7.44
Alternatifbank As 0% 10-Apr-19	25,234,531	26,167,781	5.57
Qnb Finansbank As Turkey 0% 12-Jul-19	32,402,476	32,773,550	6.97
Tc Ziraat Bankasi As 0% 22-Mar-19	33,634,519	34,959,467	7.44
Turkey Govt Bond 11.1% 15-May-19	49,081,500	52,603,880	11.19
Turkey Govt Bond 13% 13-Nov19	32,760,000	33,240,528	7.07
Turkiye Is Bankasi As 0% 03-Apr-19	34,083,000	34,726,851	7.39
Turkiye Vakiflar Bankasi 0% 05-Apr-19	28,759,050	29,716,355	6.32
Yapi Kredi Yat Men 0% 03-Apr-19	13,087,140	13,087,140	2.78
Yapi Kredi Yat Menkul 0% 20-Mar-19	19,341,555	20,000,000	4.26
Yapi Ve Kredi Bankasi As 0% 12-Apr-19	33,912,900	34,553,513	7.35
公正価値により測定される負債証券への投資	348,800,311	359,232,539	76.43
レポ取引による債権			
マルタ			
TRT210721T11 28-Mar-19 22.75% AKM	4,000,000	4,000,000	0.85
TRT210721T11 28-Mar-19 22.95% AKM	20,000,000	20,000,000	4.26
TRT210721T11 28-Mar-19 23.69% AKM	50,500,000	50,500,000	10.74
レポ取引による債権合計	74,500,000	74,500,000	15.85
定期預金(3ヶ月未満)			
マルタ			
FDTRY Akbank Malta 19% 26-Mar-19	55,000,000	55,000,000	11.70
定期預金(3ヶ月未満)合計	55,000,000	55,000,000	11.70

■お知らせ

該当事項はありません。